

判決年月日	平成２４年８月９日	担当部	知的財産高等裁判所 第１部
事件番号	平成23年（行ケ）第10374号		
○ 発明の名称を「風力発電施設運転方法」とする発明について、引用発明と審決で認定した技術常識から容易想到であるといえないとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、発明の名称を「風力発電施設運転方法」とする発明について、拒絶査定不服審判請求を行ったが、請求不成立の審決がなされたため、その取消しを求めている事案である。

審決は、本願発明の相違点2に係る構成は、引用発明と周知技術並びに常套手段1及び2から、容易想到であると判断した。これに対し、本判決は、引用例や審決において引用された証拠から、引用発明、周知技術、常套手段1及び2に関する審決の認定に誤りはないと判断した上で、「審決が認定した常套手段2は、「電力系統の電圧制御や無効電力の制御を行う技術分野において不感帯を設ける」というものであり、その具体的な制御方法等は、何ら開示がない。また、甲4文献に記載されている不感帯域は、系統母線電圧と無効電力について、目標値 $V_0 \cdot Q_0$ の周囲に予め決められた不感帯域を設定し、負荷時タップ切換変圧器LR、電力用コンデンサCs、あるいは分路リアクトルSRの制御を行うことにより、系統母線電圧と無効電力を上記不感帯域に収めるものである（段落【0007】【0009】）。したがって、甲4文献記載の事項がいかに技術常識であったとしても、当業者が、甲4文献記載の事項を適用することにより、本願発明における引用発明との相違点2に係る構成、すなわち「（マイクロコントローラが電圧測値および所定のパラメータの値に基づいて、インバータを制御するステップと、を有し、前記電圧測値の変動を制御するよう、インバータを制御する、方法において、本願発明では、マイクロコントローラが電圧測値および所定のパラメータの値に基づいて、「目標位相角を導出し、インバータを制御して位相角 ϕ を該目標位相角に設定するステップ」と、前記マイクロコントローラが前記インバータを制御するステップと、を有し、前記インバータを制御するステップは、）前記電圧測値が下方参照電圧 U_{min} と上方参照電圧 U_{max} との間に含まれる場合は、前記位相角 ϕ の大きさが一定に保たれるよう前記インバータを制御するサブステップと、前記電圧測値が前記上方参照電圧 U_{max} を上回る場合には、前記電圧測値のさらなる増大に応じて前記位相角 ϕ が大きくなるように、又は、前記電圧測値が前記下方参照電圧 U_{min} を下回る場合には、前記電圧測値の減少に応じて前記位相角 ϕ が小さくなるように、前記電圧測値が所定の参照電圧を示すようになるまで前記電気ネットワークへ誘導性または容量性の無効電力が供給されるよう、前記インバータ（18）を制御する

サブステップと、を含む」の構成に、容易に想到すると解することはできない。」として、審決を取り消した。